

仕 様 書

1. 売払業務名

リサイクルプラザ下期資源（アルミ缶）売り払い

2. 売却品名等

堺市内各家庭から分別回収（缶・びん混合袋収集）し、選別施設（堺市リサイクルプラザ）において選別・圧縮したアルミ缶

- ・アルミ缶（プレス済み）：1 個当り 約 60cm×60cm×20cm 重量約 30 kg
- ・保管状況：プレス物を木製パレットに乗せて、主に屋内で仮置
- ・10月～3月までの予定数量：約130トン

※上記予定数量は前年度実績であり、増減する場合がある。

3. 引取報告

買受人は、1 か月毎の引取りが完了したときは、本市に対して引取り量を明記した次にあげる報告書を速やかに提出すること。

（1） 引取完了報告書（別紙第1号）

4. 売払代金の納付

契約単価に1ヶ月分の引取合計重量（本市のトラックスケールで計量し、買受人に提出する計量票で、小数点以下第2位《kg換算で10kg単位》の値まで）を乗じて算出した金額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を本市が発行する納入通知書兼領収書に記載の納付期日までに一括納付すること。

計量値は原則、本市のトラックスケールの計量値を採用するが、買受人のトラックスケールが計量法に基づく検査に合格し、計量証明書を発行できる場合は、本市と協議をして決定できるものとする。

5. 引取場所

所 在 地：堺市中区深井畑山町30番地1

名 称：堺市リサイクルプラザ

引取時間帯：午前8時30分～午後4時00分

6. 引取期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

7. 引取の休日

毎週土曜日・日曜日・年末年始

（ただし、市が必要とする場合はこの限りではない）

8. 業務内容

- （1）積み込み、運搬は買受人が行うこと。
- （2）買受人は、本市からの連絡により引取りを行うこと。
- （3）引取重量の計量は本市職員立会いのもと、アルミ缶を積載した車両の総重量から予め計量した空重量を差引いた重量（2回計量）とする。計量については、リサイクルプラザ場内のトラックスケール（計量台寸法3000mm×7500mm、最大計量30トン 10kg単位）で行うこと。
- （4）引取作業中に、他品目の引き取り、収集車両の搬入がある場合においても、本市の指示に従い協力し、常に安全に留意し作業を行うこと。
- （5）買受人は、積み込み終了後、付近を清掃すること。
- （6）アルミ缶は、再生及び再利用することを目的とし、廃棄等は行わないこと。また資源化ルートを業務実施計画書にて提出のこと。
- （7）引取りの際は、深井畑山町・南交差点（阪和自動車道下）～リサイクルプラザまでの間の道路は通行しないこと（道路幅が狭いため）。別紙図1参照。
- （8）搬出の際は、荷崩れ、飛散対策を十分にとること。
- （9）契約期間途中で上記予定量を超えた場合でも期間中は引取りを行い、また、引取量が上記予定量に満たない場合も買受人はその旨を了承すること。
- （10）買受人は業務の施行につき道路交通法を遵守し、過積載等ないように十分注意する。また、著しく不適当と認める行為をしてはならない。

9. 引取時の使用車両及び機材等

- （1）使用車両・・・10トン車程度（積み装置付車両等含む）

計量台寸法 3000mm×7500mm、最大計量 30 トンにて計量可能な車両を使用すること。

使用車両は買受人が用意し、また、リサイクルプラザの出入口が狭いので進入・搬出可能な車両とすること。進入・搬出の際は、細心の注意をはらうこと。リサイクルプラザ内に進入できない場合、リサイクルプラザ周辺の路上で待機はしないこと。

(2) 積込機材・・・フォークリフト（定格荷重1 t）

リサイクルプラザ内のものを使用可とする。ただし、リサイクルプラザ内の別途事業者所有の機材のため、使用の都度所有者及び本市の了解を得ること。また、フォークリフト本来の用途外使用を禁止する。

その他、買受人が必要とする機材等は買受人で用意すること。

(3) パレット

買受人が用意したパレットの持込み及び、リサイクルプラザ内で使用しているパレットの持出しはできない。

10. 提出書類

(1) 買受人は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を作成し市に提出すること。なお、業務実施計画書の内容は以下のとおりとする。

(1) 業務責任者届

(2) 従業員名簿

(3) 連絡体制網

(4) 業務実施フロー図

(5) 運搬車両調書及び運搬車両車検証写し（ただし、車検証が電子の場合は、電子車検証と自動車検査証記録事項の写し）

(6) その他本市が必要と認める書類

(2) 買受人のトラックスケールを採用する場合は、計量証明事業登録証の写しを提出すること

11. 特記事項

(1) 引取作業中及び運搬中の事故、故障、苦情、リサイクルプラザ内諸施設を破損した場合は、買受人の責任において速やかに対処解決すること。また、このことで業務に支障をきたす恐れがあれば速やかに必要な措置を講じたうえで本市に連絡し、書面にて報告すること。

(2) 引取時に使用する車両については、対人・対物の任意保険に加入すること。なお、保険料は買受人の負担とする。

(3) 買受人は、業務履行以外の目的で当該施設を不適切に利用してはならない。

(4) 当該契約を実施するにあたり、この契約の仕様書に記載のない事項については、地方自治法、同施行令及び堺市契約規則ならびに堺市会計規則等によるほか、必要に応じて本市と買受人の間において協議し定める。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止

- (1) 買受人は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人（堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 7 条第 1 号に規定する者のことをいう。）並びに買受人及び下請負人の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としてはない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は買受人に対し、当該下請負人等との契約等の解除を求めることができる。

2. 下請契約等の締結について

買受人は、下請負人等との契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市誓約書に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 買受人は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは買受人が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 買受人は、下請負人等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 買受人及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 買受人は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

- (3) 本市は、買受人が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、買受人又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、買受人が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。